

## 利根大堰周辺の治水と環境検討会 規約(修正案)

(名称)

第1条 本会は、「利根大堰周辺の治水と環境検討会」(以下「本会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、利根大堰川の151kmから154km(新堀排水機場～利根大堰下流部)を中心とした昭和橋から葛和田・赤岩の渡し付近までの利根川(150km～159km)を対象に利根川の治水と環境が共存する川づくりとその後の保全・利活用について検討することを目的とする。

(検討会)

第3条 本会は、利根川上流河川事務所が招集し、会務を総理する。

2. 本会において、検討を進めるにあたり必要に応じ、学識経験者の助言を仰ぐものとする。
3. 本会の会員の代理又は傍聴を希望する者は、予め会員を通じて申し込むものとする。

(雑則)

第4条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、本会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成23年 8月10日から施行する。

(改正)

この規約は、平成28年 月 日から施行する。

第4回利根大堰周辺の治水と環境検討会  
にて岩田氏が配付した資料

利根大堰周辺の治水と環境検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「利根大堰周辺の治水と環境検討会」（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、利根大堰（154km）川の15kmから154km（新堀排水機場～利根大堰下流部）を中心として堰による影響が生じる昭和橋から葛和田の渡し付近までの利根川（150km～159km）を対象に、~~た利根川の治水と環境が共存する川づくり~~河川整備を通じた地域づくりへの貢献について検討することを目的とする。

~~(検討会)~~

~~第3条 本会は、利根川上流河川事務所が招集し、会務を総理する。~~

~~2. 本会において、検討を進めるにあたり必要に応じ、学識経験者の助言を仰ぐものとする。~~

(組織)

第3条 本会は、別紙名簿に掲げる団体、行政、学識者により組織し、目的を達成するための検討を行う。

2. 本会において、議事進行や意見集約等を行う座長を置き、本会会員のうちから互選によってこれを定める。

3. 本会の事務局は、利根川上流河川事務所に置く。

4. 本会の会員の代理又は傍聴を希望する者は、予め会員を通じて申し込むものとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は本会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成23年8月10日から施行する。

この規約は、平成27年10月20日から施行する。